



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vol. 187/2026年7月号

発行日：2026年7月15日

6月18日、日経平均株価は終値で初めて7万円の大台を突破しました。4月27日に6万円台へ到達してから7万円台に乘せるまでの期間はわずか2カ月弱であり、異例のスピードでの上昇となっています。

この歴史的な上昇を牽引したのは、生成AIの普及を背景としたキオクシアホールディングスや東京エレクトロンなどの半導体・AI関連銘柄です。さらにその勢いに乗る形で、TDK、村田製作所、太陽誘電といった電子部品銘柄へも物色の手が広がり、AI関連ビジネスの裾野拡大が確認されました。

ただし、今回の株高は特定の半導体・AI関連分野への資金集中が際立っており、市場全体に恩恵が広く行き渡っているとは言い難い状況です。実際、主要銘柄の上昇率に対してTOPIXの上昇は緩やかであり、新興市場の東証グロース市場指数にいたっては約7%のマイナスに沈むこともあり、明確な二極化が進んでいます。

また、数日後にはそれまでの過熱感から一転して日経平均株価が急落するなど、足元の相場は激しい乱高下を見せています。これもキオクシアやアドバンテスト、東京エレクトロンといった半導体主導株が利益確定売りに押された結果であり、特定銘柄への依存度が指数全体の振れ幅（ボラティリティ）を大きくするリスクを、改めて浮き彫りにしました。

したがって、今回の大台突破は日本経済の力強さを示す一方で、特定セクターに依存した歪な構造という課題も内包した市場環境であると言えます。

最新情報（2026年6月1日～2026年6月30日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 6月26日	お知らせ	監査契約書（信用金庫等、投資事業有限責任組合、農業信用基金協会）様式の更新について	法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正（2026年3月18日付け）を踏まえて、以下の監査契約書の様式を更新いたしましたので、お知らせします。 - 信用金庫等 - 投資事業有限責任組合 - 農業信用基金協会	—

			※ 各監査契約書及び任意監査契約書の様式は、本ウェブサイト内「各種様式ダウンロード」からダウンロードできます。	
--	--	--	---	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

該当なし

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 6月4日	意見	「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請に対する意見について	2026 年 4 月 1 日に公益財団法人財務会計基準機構から「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該情報要請に対する意見を取りまとめ、2026 年 6 月 4 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2026年 6月15日	意見	国際監査・保証基準審議会の国際監査基準 540（改訂）適用後レビュー調査に対する意見について	2026 年 2 月 17 日に、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB）は、2019 年 12 月 15 日以後開始する期間の監査から適用されている国際監査基準（Internal Standard on Auditing : ISA）540（改訂）「会計上の見積りの監査」の適用後レビューの一環として、公開コンサルテーション調査を公表し、広く意見を求めました（意見募集期限：2026 年 6 月 15 日）。 日本公認会計士協会では、本調査に対するコメントを取りまとめ、2026 年 6 月 15 日付けで IAASB に提出しましたので、お知らせいたします。	—
2026年 6月22日	意見	「令和9年度税制改正意見書」の公	日本公認会計士協会は、2026 年 6 月 12 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「令和9年度税制改正意見書」（以下「意	—

		表について	見書」という。)を公表しましたのでお知らせします。 本意見書は、2025年8月7日付けの諮問事項「令和9年度に係る税制改正に対し意見・要望すべき事項について検討して取りまとめ、提言されたい。」に対するもので、第一部「税制の在り方に関する提言」と第二部「令和9年度税制改正に関する個別意見」の二部構成となっています。 第一部「税制の在り方に関する提言」では、中期的な社会情勢に対し、主として我が国企業の競争力の強化、働き方の多様化に即した納税環境の整備、経済格差や資産格差の是正、財源の裏付けを伴った税制の更新の観点から、税制の在り方や方向性を示しています。 第二部「令和9年度税制改正に関する個別意見」では、主として我が国経済の構造的問題に関する意見である8項目の「政策意見」、主として税制の個別規定に関する意見である「個別税制に関する意見」、合計98項目について意見表明しています。今年度は特に「研究開発税制における、人件費に係る専ら要件を削除すること」、「取引相場のない株式等の評価について、事業承継や成長投資の観点を考慮すること」、「事業承継税制を中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持すること」、「期中取得した外国子会社に係る外国子会社合算税制の所得合算範囲の適正化を図ること」を重点意見として掲げています。 最後に、本意見書は、関係団体に対し、速やかに提出する予定であることを申し添えます。	
2026年 6月25日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第95号「IPSAS会計基準の改善―第10集」に対するコメントの提出について	国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）の国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board：IPSASB）から、2026年4月23日に公開草案第95号「IPSAS会計基準の改善―第10集」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2026年6月24日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	

Ⅱ. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

税率・実施時期ともに確定ではありませんが、政府の社会保障国民会議において、飲食料品の消費税率を来年4月に1%へ引き下げる議長案が示されました。食料品を事業として取引していないとしても、間接的に影響を受けることもありますので経理実務の論点を整理しておく必要があります。

まず直面するのが、自社の経費処理の問題です。食料品を直接販売しない企業であっても、会議費や交際費、福利厚生費などで飲食料品を購入する機会は日常的にあります。税率が変われば、これらに紐づく仕入税額控除の計算ルールが変わるため、経費精算システムの税率設定をあらかじめ見直さなければなりません。「少額の経費だから」と見過ごされがちですが、税率の誤りは金額の大小を問わず申告ミスにつながります。

さらに見落とせないのが、取引先から受け取るインボイスへの対応です。仕入先や外注先に食料品関連の事業者がいる場合、相手方が発行してくるインボイスの記載税率が変わります。受ける側の企業としては、自社の会計システムやOCR（文字認識）ツールが新たな税率区分を正しく処理・判別できるか、事前にシステムベンダーへ確認しておくことが欠かせません。

2019年の軽減税率導入時を振り返ると、対応が後手に回った企業ほど直前期の業務負荷と改修コストが跳ね上がりました。受領したインボイスの税率読み取りや仕訳入力現場が混乱したことも、記憶に新しいところです。制度の詳細が完全に固まるのを待ってから動き出すのでは、システム改修のリードタイムが足りなくなるリスクがあります。いまは「自社への影響範囲を棚卸しする」フェーズと捉え、早めの準備を推奨します。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703